

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧表

◀●印は必ず提出する書類、▲印は該当するとき提出する書類▶

申請理由	被扶養者の状況	ケース	健康保険被扶養者届	収入状況届	①健康保険資格喪失証明書	②所得証明書	③退職証明書	④雇用保険未加入であることが確認できる書類	⑤雇用保険受給資格者証(日額の記載があるもの)	⑥雇用保険離職票1.2(原本)または、雇用保険資格喪失確認通知書	⑦雇用保険受給延長通知書	⑧雇用保険受給資格者証(支給終了印のあるもの)	⑨給与明細、源泉徴収票 給与見込み額証明書など	⑩最新年度の確定申告書 および収支内訳表	⑪在学証明書	⑫最新の年金・恩給裁定 通知書・改定通知書	⑬直近6か月の仕送り 証明書	⑭出産手当金支給決定 通知書など	⑮傷病手当金支給決定 通知書など	⑯休業補償支給決定 通知書など	⑰廃業届	⑱世帯主・続柄表示のある 世帯全員の住民票 ※個人番号(マイナンバー) の記載がないもの	
			結婚による申請	無職無収入の場合	所得証明書に給与収入の記載がない	●	●	●	●														
		所得証明書に給与収入の記載があり	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲							▲	▲	▲		
	働いている場合	パート勤務などにより健康保険に加入できない	●	●	●								●										
離職による申請	雇用保険を受給する場合	受給する	●	●	●	▲			●														
		受給延長する	●	●	●	▲					●	●							▲	▲	▲		
		受給終了	●	●	●	▲							●										
	雇用保険を受給しない場合	受給しない	●	●	●	▲				●									▲	▲	▲		
		前勤務先で雇用保険に加入していなかった	●	●	●	▲	●	●															
出生による申請			●																				
実(養)父母の申請	同居している場合		●	●	●	●							▲				●						●
	別居している場合	◀条件▶父・母の年間収入以上の仕送りが必要	●	●	●	●							▲				●	●					●
義父母の申請	同居している場合		●	●	●	●							▲				●						●
	別居している場合		×扶養不可																				
兄弟の申請	同居している場合		●	●	●	●							▲										●
	別居している場合		×扶養不可																				
弟妹の申請	同居している場合		●	●	●	●							▲										●
	別居している場合	◀条件▶弟・妹の年間収入以上の仕送りが必要	●	●	●	●							▲					●					●
子供の申請	18歳以上	同居している場合	●	●	●	●							▲										▲
		別居している場合	学生	●	●	●	●							▲		●							▲
			その他	●	●	●	●							▲				●					
	18歳未満		●	●																			▲
自営業者の申請		●	●	●										●								▲	
廃業による申請		●	●	●																	●	▲	

※同居とは、住民票上も同一世帯で住居および生計をともにしている状態をいいます。世帯分離(同一の住所に世帯主が二人)の場合は、別居扱いとなります。
 ※扶養申請の内容によって別途、TOTO健康保険組合が必要とする書類を提出していただく場合があります。
 ※「申請理由」が複数該当する場合は、それぞれの添付書類を提出してください。
 ※上記の「申請理由」に該当しない場合は、TOTO健康保険組合へご連絡ください。

《添付書類の詳細について》

添付書類名称 ※(原本)と記載がないものは写し可	書類取扱先
①「健康保険資格喪失証明書」 ※ただし、国民健康保険の加入者は提出不要	前勤務先
②「所得証明書」、所得証明書の発行がない場合のみ「非課税証明書」	地区町村役場
③「退職証明書」または、退職時発行の「源泉徴収票」など ※退職日が確認できるもの	前勤務先
④「雇用保険に未加入と記載があるもの」または、「給与明細直近1か月分」	前勤務先
⑤「雇用保険受給資格者証」 ※基本手当日額が確認できるもの	ハローワーク
⑥「雇用保険離職票1.2」(原本)または、「雇用保険資格喪失確認通知書」	前勤務先
⑦「雇用保険受給延長通知書」(原本)	ハローワーク
⑧「雇用保険受給資格者証」 ※支給終了印のあるもの	ハローワーク
⑨直近12か月分の給与額が確認できるもの(「給与明細」、「源泉徴収票」など) ※勤務実績が12か月未満の場合は、直近12か月分の給与実績および給与見込み額を証明したものの雇用形態の変更により給与額が変更になる場合は、今後12か月分の給与見込み額を証明したものの	現勤務先
⑩最新年度の「確定申告書」および、「収支内訳表」	税務署
⑪「在学証明書」または、「学生証」	在籍している学校
⑫最新の「年金・恩給裁定通知書」または、「改定通知書」「振込通知書」「決定通知書」 これから受給する方は「年金見込額回答票」	各都道府県の年金事務所または、前勤務先
⑬直近6か月分の「仕送り証明書」(振込明細書や現金書留控えなど、金融機関発行のもの) ※単身赴任による別居の場合は不要	金融機関
⑭「出産手当金支給決定通知書」または、「出産手当金支給終了通知書」など	加入していた健康保険組合、協会けんぽ、共済健康保険
⑮「傷病手当金支給決定通知書」または、「傷病手当金支給終了通知書」など	労働基準監督署
⑯「休業補償支給決定通知書」または、「休業補償支給終了通知書」など	税務署
⑰「廃業届」	税務署
⑱世帯主・続柄記載の世帯全員分の「住民票」 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	市区町村役場

◎記入上の注意

- すべて事実を記入してください。(万一、虚偽の申請により扶養認定を受けたことが判明した場合は資格を遡って取消し、その期間にTOTO健康保険組合が負担した医費などは被保険者に請求させていただきます。)
- 主として被保険者の収入によって生計維持されている方、年間収入が被扶養者の収入範囲を超える方、役員報酬を受け取っている方、委託業者などから国民健康保険に加入することが義務付けられている方は被扶養者とはなりません。
- 自営業者で次の要件に該当する方は収入金額に関係なく被扶養者とはなりません。(税務署へ開業届を提出している方、または、従業員(親族含む)を雇用し事業を行っている方)ただし、この要件に該当せず、年間の自営業収入(総売上金額一売上原価)が被扶養者の収入範囲内であった場合は、被扶養者として認められることがあります。
- 太枠内は、すべて記入してください。□についてはレ点で記入してください。記入・捺印漏れがあった場合は受付できません。
- 記載事項を間違えて記入された場合は、二重線で消し、訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液での訂正は不可。捺印はスタンプ印でも可)
- 「扶養申請日」とは、結婚・出生などの事象が発生した日となります。ただし、退職・雇用保険受給終了の場合はその翌日となります。

◎提出書類について

- 届出は**異動が生じてから14日以内に提出**してください。14日以上経過した場合は扶養申請日が扶養の認定日とはなりません。
- TOPASより「健康保険被扶養者届(加入)」および「収入状況届」を出力し、添付書類と一緒に提出してください。(出生は「収入状況届」および添付書類不要)
- 添付書類は、「添付書類一覧表」で該当する項目を確認の上、必要する添付書類をすべて提出してください。添付書類に不備があった場合は手続きが遅れます。
- 扶養申請の内容によって別途、TOTO健康保険組合が必要とする書類を提出していただく場合があります。
- 被扶養者に被保険者以外の扶養義務者がいる場合、または、同居家族がいる場合は、その家族の収入状況関係書類を提出していただきます。

◎扶養の認定について

申請された内容は、TOTO健康保険組合にて審査の上、受け付けさせていただくため、扶養申請日と認定日が異なる場合があります。

◎書類提出先

TOTO社員 ⇒ TOTO健康保険組合 (TOTO本社内・TOTOビジネッツ(株) 年金健保グループ)
〒802-8601 北九州市小倉北区中島2丁目1番1号 (TEL:093-951-2182/7-11-2182)

グループ会社社員 ⇒ グループ会社 人事担当課